

■シリーズ・今月の論点

ドイツ年金改革の教訓

一橋大学教授 高山憲之

わが国の年金は、平成六年度に制度改革が行われる。基金に与える影響も少なくない。そこで、年金制度をめぐる課題について、識者の意見をシリーズでとりあげることにした。

第一回目は、高山憲之一橋大学教授である。

● ●

本年（一九九二年）の三月に有識者調査が行われ、日本における年金改革もいよいよ本格的に動きだした。

二世紀にむけて政治的にも経済的にも安定した揺るぎのない年金制度

年金を

「政争の道具」にしない

一九八九年一一月九日、旧西ドイツ

を再構築する作業が本年には試みられるだろう。年金をめぐる不安をどうしらぬ、不信をどう取り除くか。改革のポイントはこの点にある。

本稿では一九八九年に旧西ドイツで成功をみた年金改革をふりかえる。そのなかで成功の秘密がどこにあつたかをさぐり、日本への教訓をひきだすことにしてほしい。

ツ連邦議会は年金改革法（いわゆる一九九一年改革法）を可決、成立させた。たまたま当日の夜に「ベルリンの壁」が崩壊し、東西ドイツの分断に終止符がうたれた。旧西ドイツの新年金制度は、新生ドイツの記念すべき日に成立したことになる。

一九九一年改革法は「緑の党」を除く全政党の事前合意に基づいて提案されたものであった。年金を「政争の道具」にしてはいけないという理解が与野党間に広く浸透し、「大いなる妥協」がはじめから摸索された。この点は特筆に値しよう。その

なかで、従来、意見の分かれていたいくつかの点について議論のつめが徹底してなされ、その集約に基づいて新制度が与野党の合意のもとに提案されたのである。

新制度をめぐって、いくつかの基本的事項について合意が成立した。その内容を以下、順次、紹介しよう。

パイの分配ルール

従来、年金については社会保険の一種であるとか社会的な世代間契約



とかをはじめとして、さまざまのどちらかというと難しい説明がなされていた。そのためか、その基本性格をめぐつて誤解や無理解が残つてしまい、年金をめぐる議論はともすれば混乱しがちであった。

今回の基本的合意において「年金は一つのパイを現役とOBとでどう分けあうかについてのルールを定めること」となつた。説明は従来と比較すると、ずいぶん簡潔かつ明快である。OBには品位の保てるような生活をしてもらいたい。一方、現役は勤労や努力がそれなりに報われるような分け前を享受してよい。この二つの願いを同時にかなえるルールを定めるのが年金制度である。このようなルールは政治的にも経済的にも長期的にみて安定したものでなければならない。しかるに従来、ルールはどうやらかといふアドホックに決められ、政治的恣意のおよぶ余地が大きかつた。これを安定的なものにするにはどうしたらよいか、この点をめぐつて議論が交わされたのである。その結果として集約された内容は、標準年金（四五年加入者——日本の四〇年加入より期間が長いことに注意）の水準を現役手取り賃金の七〇%に定める、というもの

であった。そして、その水準は受給開始後、死亡するまで実質的に変えていた。としたのである。

七〇%水準はもっぱら既存制度からの円滑な移行に配慮したものであり、その水準が妥当であるか否かに分けたようである。水準設定に関する新機軸はむしろベースを税・社会保険料込みのグロス賃金から、それらを控除した後のネット賃金に切りかえた点に求められよう。この点は、賃金の再評価およびスライド方法に直接に関係している。

ネットベースへの切り替え

旧西ドイツでは一九五七年以降、年金は基本的に賃金でスライドされてきた。一部の例外的な年次を除くと、年金は実際に毎年、賃金でスライドされてきたのである。そのさい指標として選択されたのは税・社会保険料込みの平均賃金であった。

この指標には次のようないくつかの問題がある。すなわち現役サラリーマンの税・社会保険料負担が実質的に増大する、手取り収入は年金受給者であるOBの方が現役より伸びが大きい

くなってしまうという点である。実際、四五年加入の標準的な年金受給者を想定すると、賃金に対する年金の割合はネットベースで六〇%（一九六二年）、六五%（六九年）、七〇%（八一年）と一貫して上昇してきた。年金は現役とOBの間でパイをどう分けるかについてのルールを定めるものである。従来のルールのもとでは、高齢化がさらに進んでOBの生活を支えるための税負担や社会保障料負担が増大すれば、実質的な生活水準はOBの方が現役よりも改善スピードが速いということになつてしまふ。その結果、一人ひとりに着目したパイの切り方も変わり、現役よりOBの方が徐々に有利になつていく。高齢化のコストはいわば現役だけで負担することになり、公平であるとはいえない。

議論のなかで、OBも現役と並んで等しく高齢化のコストを負担しないべきではないかという意見が大勢をしめることになり、従来の賃金再評価・スライド指標が見直されるところになったのである。ネットベースの切り替え——これが、その内容であった。現役の手取り賃金が増大したら、その分だけ年金も改善する。経済成長の成果は現役もOBも等しく享受しあう。一方、税負担や社会保険料の増大で現役の手取り賃金があまりふえない場合には、たとえ現役の税込み賃金が大きく増大したとしても年金の改善分は現役の手取り賃金の上昇分にとどめるというのである。いわば、楽しみも苦しみも等分に分かちあう。これが同じ船に乗り合わせた者にとって公平なパイの分け方ではないかとしたのである。

この考え方是一九九二年の七月から採用され、実施された。現役の平均賃金が九〇年から九一年にかけて税込みで六・一%上昇したので、従来だったら、この六・一%のスライド実施となつたはずである。ところが九一年には失業率の増大をうけて西ドイツの統合とともに所得税・住民税負担も増大した。結果として西ドイツの統合とともに所得税・社会保険料が引き上げられ、また東税・社会保険料を控除した現役の平均賃金は二・一%しかふえなかつた。そこで九一年七月からの年金スライド率は二・九%（年金給付から健康保険料を控除した後のネット・スライド分は二・一%——すなわちこの間に年金受給者の健康保険料率は若干引き下げられた）に決められたのである。従来のスライド率と比較すると二・一%のスライド・ダウンで

ある。

このように新制度のもとでは、高齢化がいかに進んでもネットベースでみた現役とOBの所得バランスは一定のまま維持されることになる。このネットベースへの切りかえにより年金財政を永遠に安定させる自動調整機構が制度内に組みこまれたことになり、年金の将来は安泰となつた。

ネットスライドは財政対策の“切り札”になる

年間で三・二%のスライド・ダンジョンは一年間だけみると一見、財政効果は小さいようみえる。しかし

長期間を念頭におくと、きわめて強力な財政効果を發揮することになる。この点を次に説明しておきたい。

定期預金で利子が年七%だと一〇年で金額（元利合計）が二倍になる。

この話をどこかで聞いた者は多いだろう。年一%だと、どうか。三五年で二倍になる。では三〇%ではどうか。というと一四年かかる（図1参照）。この話から推論してみよう。年六

%でスライドしていくケースと年三%でスライドしていくケースを比較すると、差が二%あるから大きづば

にいうと一四年後には年金の名目額

に実に二倍の差がついていることに

なる（図2参照）。賃金再評価・ス

ライドの指標をネットベースに切りかえると長期的に多大な財政効果が期待できることは、このよくな例か

らもご理解いただけないだろうか。

現に旧西ドイツでも、ネットスライドへの切りかえによつて一〇四〇年

時点における年金支出が全体として

一六%ほど縮減すると期待されてい

る（W・シュメール「ドイツ一九九

二年金制度改革について」『文研

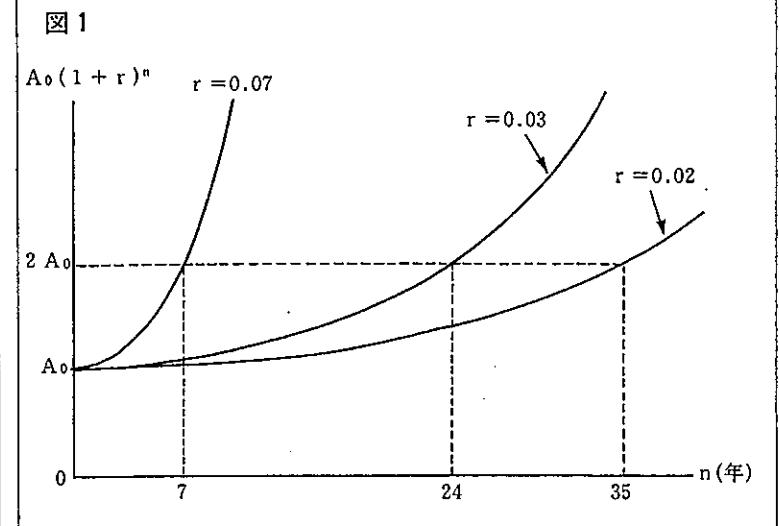
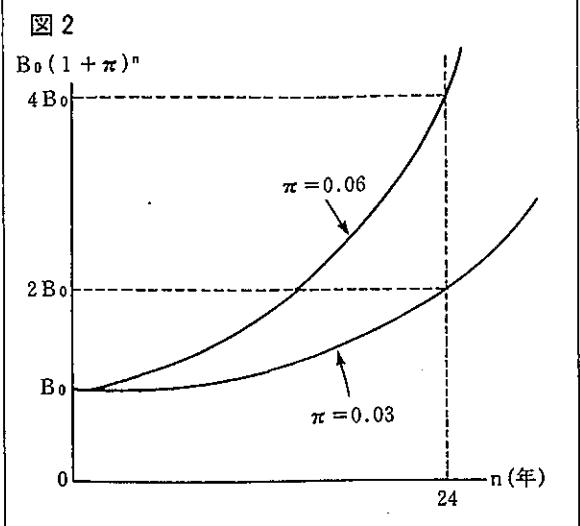
論集』一〇一号、一九九一年、生命

保険文化研究所 参照）。

支給開始年齢の引上げ――その才モテとウラ

もう一つの基本的改革事項は支給開始年齢に関するものであった。この点に関する基本的合意は次のとおりである。すなはち支給開始年齢に従来の弹性的取扱いを改め、重度障害者・坑夫をのぞき通常基準年齢の六五歳に統一する。調整は二〇〇一年から開始し、長期加入男子

れぞれ経過期間を設けて六五歳とす。六五歳への引上げは一ヶ月単位で行う。ただし六二歳から繰上げ減額年金を選択できるものとする（減額は繰上げ一ヶ月につき〇・三%で八%減額とする）。また新たに六五歳未満の者を対象とした部分年金制度を創設する。以上である。



いて老齢に達した者は、もはや譲ることのできない権利の一つとして「休息する権利」を享受している。この権利は豊かな社会の証にほかならない。

年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げたからといって、ドイツにおける普通のサラリーマンが六五歳まで働くことを期待している者は少ない。むしろ六二歳から一〇〇%強だけ減額された年金を受ける者が多数派になる。そう考えてよいだらう。そうであるとすれば表向みては、「支給開始年齢の引上げ」といってはいるが、その実態は「給付水準の調整」にある。現に減額率をどうするかという問題は旧西ドイツで大問題になつた。保険数理的減額率にこだわらず政策的判断をくわえて減額率を決めた背景には、このような実験があつたのである。政策的判断を加えないかぎり事前合意は容易でなかつたと思われる。

アメリカとイタリアの場合

アメリカではすでに一九八二年に、おいて支給開始年齢の引上げ問題を「年金水準を受給可能レベルへ調整

する」という形で実質的に解決した。すなわち一〇〇一年から支給開始年齢の調整に着手し、一〇一七年には法定年齢を六七歳にすることを決めたが、六二歳からの繰上げ減額支給制度は残したままである。ただし六二歳受給開始者の年金減額率を現行の一〇〇%から二〇%に変えるとしたのである。六二歳受給開始者にとっては給付の実質切下げであつた。それにもかかわらず六二歳受給開始者が多数派である点は現在も将来もあり変わらない。これがアメリカにおける労働経済学者の共通理解である。

イタリアには三五年間保険料を収めた者は何歳からでも減額なしの満額年金を受給できると、「満期年金」(seniority Pension)の制度がある。支給開始年齢が引き上げられても、この満期年金の制度は存続することになった。その場合、二〇歳前後から働きはじめた者にとって支給開始に関する法定年齢の引上げは事実上、あまり意味をもたない。アでは年金改革の必要性が何回となく指摘され、政府から改革案がそのたびごとに示されたが、小党分立・年金制度分立という状況下で年金改革は一向に進まなかつた。その年金改革が昨年(一九九二年)の末によくやく断行されることになつた。改革内容は多岐にわたつて、その柱としておかれたのは支給開始年齢の引上げである。すなわち将来にむ

けて支給開始年齢を男女とも五歳ずつ引き上げることが決定された。男子は六五歳、女子は六〇歳にするといふのである。

これだけを聞くとイタリアもついに支給開始年齢の引上げに成功したか、というところなるものの、どうやるかの話にもカラがあるようである。(註)の話によればO.Castellino, "Public Pensions Reform in Italy" 未定稿、一九九二年三月、による。

おわりに

旧西ドイツの一九九二年年金改革法では、ソシアル・セcurityの創設あるいは子育てや介護に対する年金制度からの支援、さらには国庫負担のあり方等をめぐつて非常に興味深い改革が実施に移された。旧西ドイツの年金改革に学ぶべき点は實に多い。

日本でも旧西ドイツの貴重な経験から将来を生きぬく知恵が学びとられ、関係者の広範な合意のもとに今回の年金改革が理性的に進められることが願つてやまない。

り、実質的にはあまり無理のできない問題である。

参考文献
高山憲之『年金改革の構想』日本経済新聞社、一九九二年。

